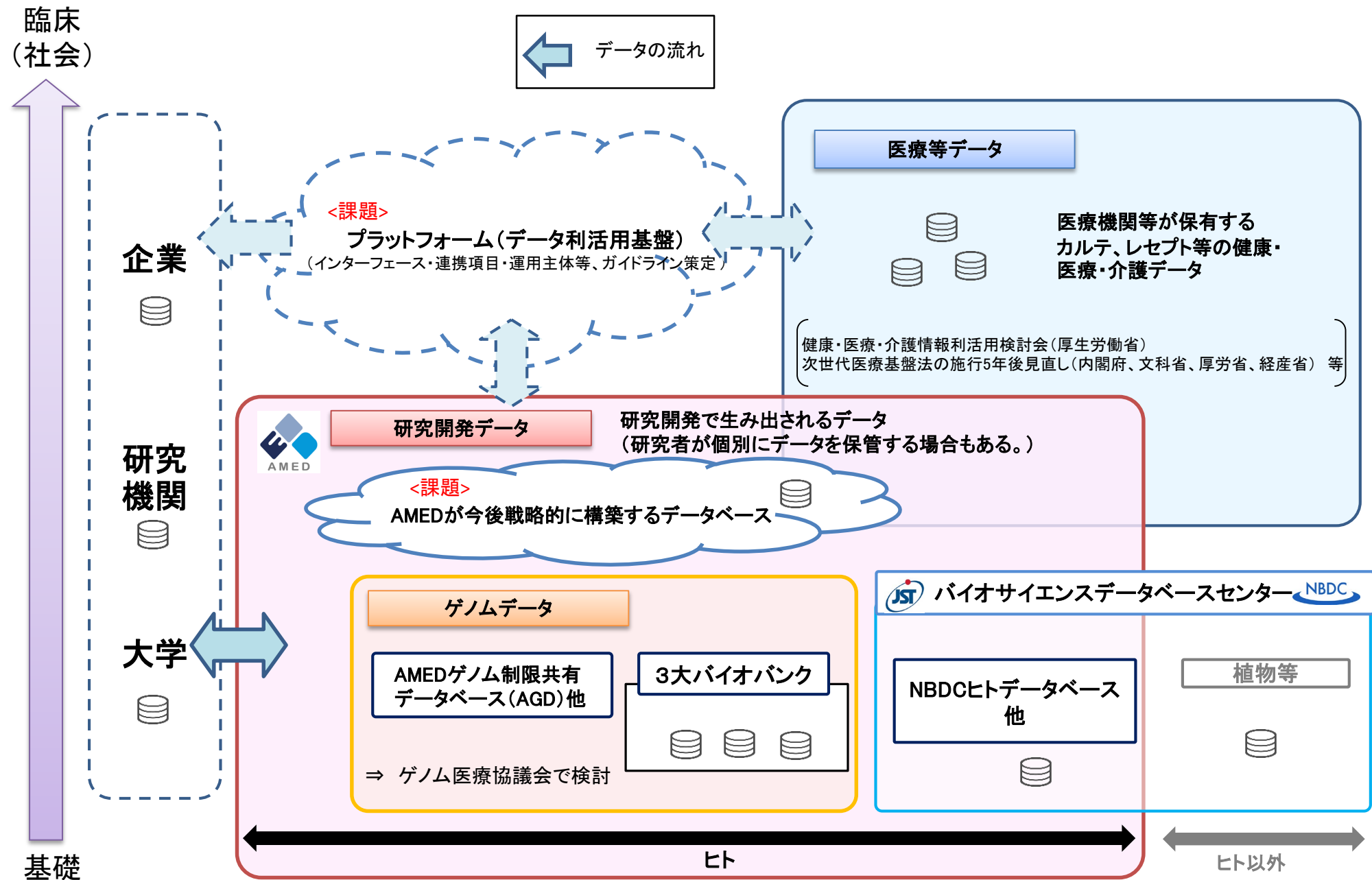


# 健康・医療データ利活用基盤協議会における議論の範囲



# 検討事項（案）

- 健康・医療に関する先端的研究開発に資するデータ利用基盤整備の観点から、研究開発で生み出されるデータ（研究開発データ）や健康・医療・介護等に関するデータ（医療等データ）などの必要なデータの取扱い（取得、保管、アクセス権付与を含むデータ管理の在り方など）について議論することとしてはどうか。
  
- 当面、優先して議論すべき事項について、以下としてはどうか。
  - 国（AMED）の研究開発データの、研究開発における利活用について
    - ✓ 利活用が必要なデータの範囲
    - ✓ データ利活用基盤のあり方
  
  - ゲノム関連データの、研究開発における利活用について（ゲノム医療協議会に検討及びその報告を求める）
    - ✓ 我が国におけるゲノムデータ基盤を担う拠点の在り方
    - ✓ 国内におけるゲノムデータ・シェアリングのためのシステム
  
- ※ 医療等データは、健康・医療に関する先端的研究開発のために有用であるが、一義的には医療等の提供のために取り扱われるものである。この観点からは、電子カルテを含めたデータヘルス改革に関して、厚生労働省の健康・医療・介護情報利活用検討会等において検討されている。本協議会では、研究開発における医療等データの利活用の観点から、厚生労働省から検討状況の報告を求めることとしてはどうか。
  
- ※※ 次世代医療基盤法に関しては、施行 5 年後見直し規定に基づく検討を行うこととしてはどうか。